

木屋村枯木に至る、表五里、南は矢野村伊尾村越より、北は稻木村一の渡に至る、五里の内にも、又他領二里許も入交れり、管内四隣、東は郡内にて公邑、また中津領の村なり、南より、西は世羅郡、西は三谿郡、北は三上郡なり、稻草村を郡本とす、略○下

〔日本後紀十三〕延暦二十四年十二月壬寅、公卿奏議曰、略○中 備後國神名、奴可、三上、惠蘇、甲努、世羅、三谿、三次等八郡、調糸相換、鍬鐵、

三上郡

〔藝藩通志百二十二〕備後國三上郡、疆域形勢、風氣附

三上郡郡の名義詳ならず、古歌に千早振みかみ山など、つゞけたるを見れば、御神みかみの義にてもあるべきか、郡の名神に、蘇羅津彦もおはし、郷名にも神代宮内などいふもあり、考ふべし、地は國の西北邊に近くして、今の藩府廣島を去る二十里の東にあり、廣三里、東は本村より、西は庄原村に至る、表三里半、南は春田村の飛郷山津田より、北は川西村に至る、四隣、東北は奴可郡、正南は三谿郡、西は惠蘇郡なり、庄原村を以て郡本とす、略○下

惠蘇郡

〔日本後紀十三〕延暦二十四年十二月壬寅、備後國略○中 三上略○中 三次等八郡、調糸相換、鍬鐵、

御調郡

〔藝藩通志百三十四〕備後國惠蘇郡、疆域形勢、風氣附

惠蘇郡は、出雲風土記には、惠宗の字に作る、並に名義詳ならず、國の西北にありて、藩府廣島を距る東北二十五里なり、廣凡五里、東は小和田組より、西は竹地谷村に至る、表凡五里、南は尾引村より、北は和南原村に至る、四隣、東は奴可郡、東南は三上郡、南は三谿郡、西は三次郡、北は出雲國飯石郡仁多郡に接す、比和村を以て郡本とす、略○下

〔日本後紀十三〕延暦二十四年十二月壬寅、備後國略○中 惠蘇略○中 三次等八郡、調糸相換、鍬鐵、

御調郡

〔藝藩通志九十六〕備後國御調郡、疆域形勢、風氣附

御調郡は萬葉集に水調郡と書けり、御水、文字異なれども讀同じ、神功皇后當郡長井浦に到り給